

## 平成24年9月定例会 特別委員長報告

東日本大震災復旧復興対策並びに原子力発電所事故対策調査特別委員会

東日本大震災復旧復興対策並びに原子力発電所事故対策調査特別委員会における調査のうち、総務分科会、経済民生分科会、建設水道分科会で行いました調査の経過並びに結果につきまして、ご報告いたします。

はじめに、総務分科会において行いました「原子力災害に関する正確な情報提供と効果的な広報のあり方について」の調査の経過並びに結果につきましてご報告申し上げます。

本調査事項のうち、既に調査の終了した部分について、6月定例会において報告をいたしました。その後も、主に正確な情報提供のあり方の調査を中心として、計8回の分科会を開催いたしました。

その内容については、まず、当局からの説明を伺い、さらに、福島県南相馬市へ行政視察を実施する等、詳細な調査を実施いたしました。

その結果、原子力災害による本市のイメージ回復や風評被害対策に要する費用については、交付税措置がなされている部分もありますが、問題の全面的な解決を図るには相応の予算措置と期間が必要であり、また、あらかじめ国による十分な財源の確保が担保されなければ、本市においても十分な予算措置が行えないこと、国策として原子力政策を推進してきた責任により、被災自治体だけでなく、国による一層の直接的な対応を求めるべきとの結論に達しましたことから、地方自治法に基づく意見書を提出し、国に対し要望することと決しました。

市当局に対しては、次の3点について提言をいたします。

1点目として、原子力災害に関する正確な情報を地域の状況に応じ、地域ごとにきめ細かく提供することについてであります。

市民の皆さんは、身近な地域における放射線量や除染の進捗状況について、より具体的な情報を求めています。地域ごとに状況の違いがある中で、それぞれの地域の状況に応じた地域ごとの情報提供を行うことが肝要です。

よって、当局に対しては、これら原子力災害に関する情報について、地域ごとに集約を図り、迅速に市民へ提供するよう求めるものであります。

具体的には、既存の「地区だより」を活用し、現在の掲載内容にプラスして、地域の原子力災害に関する情報を掲載していく方法が挙げられます。市民の皆さんの関心が高い、これら情報を提供することは、各地域の独自性と自主性を重視しているという「地区だより」の編集方針から逸脱するものではなく、既存の媒体の活用という観点からも有効であります。

また、地域除染等対策委員会の設置により、地域のホットスポット除染事業や仮置き場、仮々置き場の選定や設置に関することについて、官民あげての体制が構築されたところであります。

地域除染等対策委員会における決定の経過や結果についても、例えば、「(仮称) 地域除染等対策委員会だより」のような形で、地域住民の皆さんに積極的に提供することが必要であり、各地区の地域除染等対策委員会ともそうした方法について協議を行うべきであります。

さらに、地域を単位とするインターネットを活用した情報提供については、他市の例で、学区ごとの地域情報の発信サイト等も存在しています。セキュリティー関係等、種々課題はありますが、福島市の

ホームページはCMS（コンテンツ管理システム）化も図られ、また、この未曾有の原子力災害において、市民への迅速な情報提供という観点では、地域を単位とするインターネットによる情報提供は、極めて有効な方法であると思われるため、その導入について検討すべきであります。

また、原子力災害に関する情報を掲載した媒体等について、PDF ファイル化し、市ホームページにアップすること等についても併せて検討すべきであります。

2点目として、市外へ自主避難された市民に対し、早期の帰還が可能となるような情報の提供等についてであります。

当局の説明によれば、山形市と米沢市に相談窓口を設置するとともに、全国避難者情報システムに登録してある世帯や区域外就学している児童生徒がいる世帯等で、住所が判明している世帯に毎月市政だより等を送付しているとのことでした。

原子力災害により、やむを得ず本市を離れ、慣れない土地で生活をされている市民の方々の不安を解消し、一日も早く本市に戻って来ていただくためには、帰還の判断材料となる本市の正確な情報を継続して伝えることが大切であります。今後もこうした取り組みを継続するとともに、市政だよりのみならず、お住まいであった地域の身近な情報も送付する等、一層の対応を求めるものであります。

また、一方的な情報提供だけではなく、双方向での繋がりを保つことも重要と思われれます。自主避難された方たちの想いや意見を聴取するような取り組みについても検討するよう求めるものであります。

3点目として、新たな広報媒体の導入に向けた調査、研究の推進についてであります。

南相馬市で導入した全国で初めての取り組みである南相馬チャンネルにおける情報発信の状況等について、調査を実施しました。

南相馬チャンネルは、家庭用のテレビにインターネット回線を接続することで、高齢者等も簡単に情報収集できること、屋外でもワンセグ放送が受信可能な携帯電話やカーナビから視聴することも可能であり、データ放送にも対応していること等、将来性のある媒体であります。

技術面や費用面での課題もあるようですが、当局においては、こうした新たな媒体の導入に向けた調査、研究を推進するよう求めるものであります。

また、ソーシャルメディアの活用についても、当局から、運用方針について説明がありました。そのうち、ツイッターについては、当面、情報の発信のみで運用を行うとのことでしたが、本メディアの特性である双方向でのやり取りについては、今後も引き続き検討すべきであります。

次に、経済民生分科会において行いました「本市地域経済復興再生のための再生可能エネルギーの活用策について」の調査の経過並びに結果につきましてご報告いたします。

日本社会は、震災後、脱原発からはじまって、いずれは原子力に頼らずに、自然エネルギー等を確保しようという大きな流れにあります。

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故により甚大な被害を被った本市は、復興計画において原子力に依存しない社会づくりに貢献するという基本方針を示しました。

よって経済民生分科会では、本市地域経済が一日も早い復興再生を果たし、原子力災害からの復興モデル地域となるよう、小水力、地熱、太陽光発電など地域特性に合った再生可能エネルギーの活用策を調査することを目的として、「本市地域経済復興再生のための再生可能エネルギーの活用策について」を調査事項と決定し、平成23年12月14日より計16回の分科会を開催しました。

当局から詳細な説明を聴取するとともに、山梨県南アルプス市、山梨県北杜市、長野県長野市への行政視察を行いました。また参考人として、東北電力株式会社福島営業所長 小山田 貴 氏、同福島支店企画部長 寺崎 芳典 氏、同企画部課長 阿部 公哉 氏、株式会社中川水力代表取締役社長 中川 彰 氏、同業務グループ 菅野 郁子 氏、同設計グループリーダー 宍戸 俊一 氏を招致し、さらに委員独自の聞き取り調査等も行いました。

はじめに、本市の再生可能エネルギーへの取り組みについて申し上げます。

福島市は晴天率が高いことから、個人の住宅に対する太陽光発電システム設置費の助成を行い、普及拡大を推進しています。市当局から、今年度、環境基本計画及び地球温暖化対策実行計画の見直しを進めていく中で、再生可能エネルギーの地域性を生かしながら、率先実行計画的な発想を取り入れ、民間事業者を支援する様々な施策を調査・研究をすとの説明を受けました。

次に、先進地行政視察では、小水力発電導入にあたり、初期の設備投資に対して発電量が少なく、採算が合わないために補助事業を活用したこと、導入後はメンテナンス費用等ランニングコストもかかるため、費用対効果の面では厳しいこと、使用場所と発電所が遠くなれば発電コストが高くなるため、同一地域に設置することが望ましいこと、公の施設に市民へ啓発のデモンストレーションを目的にPRを狙って導入するのが効果的であること等の説明を受けました。

参考人招致では東北電力株式会社の小山田参考人ほか2名から、現在の発電状況と電力需給の見通しについて、原子力発電所が稼動していない中で、可能な限り節電の協力を得ながら、今ある発電所については安全策を講じた上でバランスよく使い発電していくこと、電力需給についても供給力を確保できるよう努めているとの説明を受けました。また、再生可能エネルギーの取り組みとしては、地熱発電は長期にわたる調査の必要性和安定供給の課題があり、水力発電については開発地点が奥地化しており、大きな開発が見込まれる候補地はすでに開発済みであるが、比較的少量の発電であれば候補地はあるとの説明がありました。

株式会社中川水力の中川参考人ほか2名からは、原子力エネルギーの代替エネルギーとして、地域特性を生かした小水力発電の可能性についての話がありました。また導入の課題として、定期的なメンテナンスや故障時の迅速な対応の必要性について説明を受けました。

導入に際して水利権取得の困難さの指摘もありましたが、福島河川国道事務所への委員独自の聞き取り調査により、かんがい用水への設置の場合、慣行水利権のままでも新規の発電水利として申請できること、通常、取水実態の確認のため10年間の流量調査を要しますが、1年間という短期間の流量調査で許可申請ができることがわかりました。

これらの調査結果により、市当局に対して次のとおり提言いたします。

1点目としては、本市における再生可能エネルギー導入に対する計画作成についてであります。

豊かな自然資源があり、地場企業の技術力のある福島市が地域経済活力を取り戻し、復興モデル地域となるべく再生可能エネルギーの導入を推進し、新たな産業の振興や雇用の創出を支援していくことが求められています。そのためにも具体的な目標や推進計画を市民に対し示していくことが必要であると考えます。

よって、本市行政自らが率先して、公共施設等で使う電力を再生可能エネルギーで賄うという電力自給についての具体的な目標を設定した計画の作成を検討するとともに、脱原発の意識を市民レベルで共有化していくため、本市における省エネルギーや節電への取り組みについても、更なる推進を図るため

の計画作成について検討していくべきであります。

2点目としては、福島市の地域特性に合った再生可能エネルギー導入の推進についてであります。

本市においては、市民との協働による太陽光発電システム設置等、再生可能エネルギーの活用を推進するため、今後も積極的に支援していく必要があります。

また、福島県は再生可能エネルギーの水力の賦存量が全国でも上位であります。特に福島市は、急峻な山々に囲まれた盆地に流れ込む河川が多いことから、気候の影響の少ない小水力発電の普及に努めていく必要があります。さらに、地域で使う電力を自ら発電し、その地域を賄うという取り組みも、小水力発電をはじめとする再生可能エネルギーの普及には必要であります。

具体的に土湯温泉では、再生可能エネルギーを活用した先進的な試みである、小水力発電やバイナリー発電の活用により復興再生を目指すスマートコミュニティへの取り組み等がありますが、こうした取り組みについては市が迅速かつ積極的に支援していくことが求められます。

よって、福島市の豊かな地域資源である小水力や温泉熱の利用等、市内における再生可能エネルギーに適した第2、第3の候補地選定の調査・研究を進めるとともに、再生可能エネルギーの活用による復興再生を目指す地域の取り組みについて、市が積極的に支援していくことを検討すべきであります。

また、市自らが、市民への啓発、特に子どもたちの啓発を目的に、福島市民が誇れる復興のシンボルとして小水力発電を「見える形」で公共施設に設置し、再生可能エネルギーの学習の場として導入することを検討すべきであります。

3点目としては、原子力災害からの復興モデル地域として、本市の取り組みについての情報発信であります。

原子力災害により被災した福島市が、今後どのような復興を目指すのか、特にエネルギー問題に対する取り組みについて全国に発信する責任があると考えます。本市地域経済が一日も早い復興再生を果たすために、復興のモデル地域として、再生可能エネルギーを活用した地域づくりに取り組む市民の姿を全国に向けて積極的に発信すべきであります。

次に、建設水道分科会において行いました「市道の効果的な除染方法について」のこれまでの調査の経過並びに結果につきましてご報告いたします。

建設水道分科会におきましては、福島市ふるさと除染実施計画に基づき進められている除染作業のうち、市道の除染についての現状・課題や方針、また新たな除染技術等について調査を行い、その効果的な除染方法について検討するため、「市道の効果的な除染方法について」を調査事項と決定いたしました。

建設水道分科会は、5月11日より計9回の分科会を開催し、当局から詳細な説明を聴取するとともに、独立行政法人日本原子力研究開発機構福島技術本部福島環境安全センターの時澤孝之氏、同企画調整部の田川明弘氏を参考人として招致しての調査、また当局によるロードスイーパー車や高圧洗浄機を用いた市道の除染作業に関する現地調査を行うなど、詳細な調査を実施いたしました。

この間、国や福島県などにより除染に関するモデル事業や新技術の実証試験等が行われ、環境省が定めた除染関係ガイドラインや放射線量低減対策特別緊急事業費補助金取扱要領に示されている方法よりも効果的な除染方法が種々報告されており、道路の除染においても、超高压水洗浄や路面の削り取り等で高い除染効果が得られています。

しかし、このように効果が確認された新たな除染方法があるにもかかわらず、除染関係ガイドライン

には沿っていない方法での除染や効果が低かった場合の再除染の実施には、そのつど国との協議が必要となるため、多くの時間と労力を要し、結果的に除染は遅れ、住民の不安解消も遅れることとなってしまい、また、それが認められなければ、国による財政措置も行われないう状況になっています。

このことは、効果的・効率的な道路除染の実施にとっての支障となっており、その是正を政府に対し強く要望するべきであるとの結論に達しましたことから、地方自治法に基づく意見書を提出することと決しました。

次に、市当局に対し、次の点を提言いたします。

市道の除染においては、前述の意見書で述べているとおり、除染関係ガイドラインに沿った除染方法のみではなく、道路の除染実施者がその場所に適した除染方法を速やかにかつ柔軟に選択して実施することができ、その除染経費も国による財政措置の対象とすることが必要であります。市当局はこのことについて、機会あるごとに国に対し強く要望するべきであると提言いたします。

なお、福島市ふるさと除染実施計画においては、道路についても通学路や生活路など利用状況の違いに応じ、その優先度を示し除染を進めていくこととされています。しかし、通学路や生活路とひとくくりにされる部分でも、子どもたちが登下校の際にほぼ毎日通行したり、歩行者が通行する歩道部分と主に車が通行する車道部分とでは、利用状況やそこから受ける影響に対する市民の皆さんの不安感などは全く異なり、求められる除染効果や除染速度も異なります。それらに必要な対策など、効果的・効率的な市道除染の方法等について、さらに調査していく必要があるため、今後も本調査項目について、調査を継続してまいりたいことを申し添えます。

以上、総務分科会、経済民生分科会、建設水道分科会における調査事項の結果につきまして申し述べましたが、これらの調査した結果に基づき、関係意見書に関する議案の提出を用意しておりますことを申し添えます。

最後に、引き続き東日本大震災からの復旧復興対策並びに原子力発電所事故による被害への対策にかかる事項について調査を実施していくことを申し添えまして、特別委員長報告といたします。